

船橋市災害医療コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市（以下「市」という。）が震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう円滑な医療救護活動の統括及び調整を図るため、船橋市災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定める。

(職務)

第2条 コーディネーターは、大規模災害が発生した場合等において船橋市長（以下「市長」という。）の要請等に基づき、次の各号に掲げる職務に関する医学的な助言及び調整を行うものとする。

- (1) 医療救護及び公衆衛生活動等に関すること。
- (2) 医療情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 収容先医療機関の確保に関すること。
- (4) 千葉県災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること。
- (5) その他災害医療に関すること。

(委嘱等)

第3条 市長は、災害医療と地域医療に精通し、コーディネーターにふさわしい行動が可能な医師に対して委嘱及び任用する。

- (1) 船橋市医師会長が推薦する医師
- (2) 船橋市立医療センター院長が推薦する医師
- (3) 船橋市保健所長が推薦する医師

(定数)

第4条 コーディネーターの定数は、10名以内とする。

(任期)

第5条 コーディネーターの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(身分および職務への専念)

第6条 第3条第1号に基づき委嘱等をされたコーディネーターは、医師が所属する団体において定めた身分を、引き続き有するものとする。

2 コーディネーターが、次条に基づき参集した場合は、市長の指示があるまでコーディネーターの職務に専念する。

(参集)

第7条 コーディネーターは、大規模災害発生時に、市長の要請に基づき参集する。

- 2 コーディネーター（第3条第2号のコーディネーターを除く。）は、市内で震度5強以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。
- 3 コーディネーターは、船橋市地域防災計画に基づき設置される災害医療対策本部（船橋市保健福祉センター）または市長が指定した場所に参集する。

(解職)

第8条 市長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
- (3) コーディネーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(服務)

第9条 コーディネーターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 市の信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしないこと。

(公務災害の補償)

第10条 コーディネーターの業務に係る事故について、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第11条 コーディネーターに関わる事務局を保健所健康危機対策課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。